

一人と鉄道と未来 — 列車 — 地域を盛り上げるこれからの鉄道



近江鉄道で地域を元気にするフォーラム（仮称）

近江鉄道線は、120年の歴史を誇る鉄道ですが、年々利用者が減少しこのままでは事業を継続することは困難な状況にあります。地域の大切な公共交通機関である近江鉄道について、みんなで考え、元気に盛り上げ、将来を見据えたまちづくりを一緒に考えましょう。

と き：2月9日（日）午後1:30～4:00 ところ：必佐公民館ホール

定 員：200名

講 師：土井 勉（一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長）

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552

- ・申し込み要（当日受付可）
- ・参加費無料



日野高
café@home
出店予定



おトクに近江鉄道たびプラン作り

近江鉄道で自分だけのオリジナル旅に出かけよう！
鉄道のお得な情報や時刻表のみかたをプロに聞いて、自分だけのオリジナルたびプランを作ってみましょう。

と き：2月8日（土）午後2:00～4:30

場 所：図書館 定 員：約20名

◆問い合わせ先 図書館 ☎0748-53-1644

鉄道×まちづくり 講演会を開催します！

全国の鉄道やまちづくりの再生や活性化に携わるプロの方をお呼びして講演会を開催します。詳細は、決まり次第企画振興課からご案内します。

と き：2月下旬予定

アルコールの問題で悩んでいたら 早めに相談しましょう

昔から「酒は百薬の長」といわれ、飲めば楽しくストレスを解消し、胃液の分泌を促し、食欲が増します。お酒は適量をわきまえてこそその薬ですが、一歩間違えると「万病のもと」になります。

●アルコール依存症とは

過度の飲酒がもたらすアルコール依存症という精神疾患があります。アルコール依存症は、飲む人なら誰でもおこりうる、飲酒の自己コントロールができなくなる病気です。多量のお酒を長期間飲み続けることで、お酒がないといえなくなり、いったん飲むと途中でやめることはできず、ほとんど飲み続けてしまいます。自分ではやめようと思ってもやめられません。多量の飲酒は精神的、身体的な害ばかりではなく、仕事や家庭生活、周囲の人との人間関係にも支障をきたします。病んでいくのは本人だけでなく、家族をも巻き込みます。

アルコール依存症は、「否認の病」ともいわれ、本人は自分が病

気であること
を認めたから
ず、治療につ
ながりにくい
傾向がありま

す。いったんお酒をやめても、

その後一度でも飲むと、また元の状態に戻ってしまつこともこの病気の特徴です。

●早めに受診しましょう

治療しないで放置すると、心身をはじめさまざまな問題を起こしながら、徐々に進行していきます。できるだけ早く心療内科や精神科などの専門医に受診することをおすすめします。本人の自覚がない場合、家族がかわりに受診することもできます。

受診等でお困りの場合は、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先

保健センター

☎0748-52-6574

滋賀県東近江保健所

☎0748-22-1300



新成人・年金受給者の皆さん

国民年金からお知らせです

「新成人の皆さんへ」

今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとうございます。

日本国内に住所のある20歳から60歳ま

でのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられています。すでに就職をされ厚生年金等に加入しておられる方(国民年金第2号被保険者)は、改めて加入手続きをする必要はありません。

公的年金制度は、病気やケガで障がいが残ったときや老後の生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

納付が困難な方は…
学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、お問い合わせください。



「年金受給者の皆さんへ」

○公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和元年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。この源泉徴収票には、令和元年中に国が年金から引き去りをした保険料等が表示されており、**確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておってください。**

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。
※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせ下さい。



◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所

☎077-567-1311(お客様相談室)

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

町営住宅入居者募集

●募集期限

1月17日(金)まで

●募集団地

- ・第2内池団地(内池152番地) 昭和63年度築(PC造3階建) 3DK3戸
- ・西山団地(豊田205番地20・23) 昭和59年度築(PC造2階建) 3DK2戸

●入居資格

- 持家がなく次の①～⑥のすべてが該当する方
- ①日野町内に住所または勤務地があること(概ね3ヶ月以上)。
- ②税金・公共料金・保育料等に滞納がないこと(要完納証明)。
- ③現在同居親族がある、または同居しよつとする親族(婚約者を含む)があること。(老年人、身体障がい者等の方は単身であっても認められる場合があります)
- ④暴力団員でないこと。
- ⑤1か月あたりの収入が定められた基準以下であること。
- ⑥現に住宅に困窮されている人(左記①～⑨等に該当する方)。
(1)本来住宅でない建物に居住している。(2)災害の危険があるような住宅、または衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。(3)他の世帯と同居していて台所等が共同であるため日常生活が著しく不便である。(4)住宅がないため親族と同居できない。(5)住宅が狭い(1人あたり4.5畳以下)。(6)正当な立退き要求を受けているが立ち退き先がない。(7)遠距離通勤(片道約90分以上を要する者)(8)収入と比較して家賃が著しく過大(年間家賃額÷年間所得が2割程)(9)住宅がないため結婚が延びている。

●月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。入居可能予定日は2月中旬ごろです。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-52-6567

